

東京大学地震研究所 学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員）募集要項

1. 職名：学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員） 1名
2. 契約期間：令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
3. 更新の有無：更新する場合があります。更新する場合は年度ごとに行う。
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮の上、判断する。ただし、更新回数は2回、在職できる期間は令和8年3月31日（プロジェクト終了日）を限度とする。
4. 試用期間：採用された日から6ヶ月間
5. 就業場所：東京大学地震研究所（東京都文京区弥生1-1-1）
※最寄駅：東京メトロ 南北線「東大前」駅 徒歩 5分
千代田線「根津」駅 徒歩 10分
6. 所属：東京大学地震研究所 計算地球科学研究センター
7. 業務内容：文部科学省「情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト」(STAR-Eプロジェクト)の研究課題「人工知能と自然知能の対話・協働による地震研究の新展開」の推進のため、以下のプロジェクト支援業務を行う。
 - (1) 研究計画・予算計画策定ならびに研究報告書作成の取りまとめ
 - (2) ニュースレターやホームページ等の広報媒体の制作
 - (3) 関連会議の事前準備および開催当日の運営と議事録の作成
 - (4) STAR-E プロジェクト全体の会議のための資料作成と他研究課題との連携
 - (5) 国内外の学会ならびに研究集会での情報収集
 - (6) 海外研究者の招聘
 - (7) プログラムコードならびにデータの管理と公開
 - (8) アウトリーチ活動の企画立案ならびにその実施
8. 就業日：週5日（月曜日～金曜日）
就業時間：1日6時間（10:00～17:00 ※12:00～13:00 休憩）
※時間外労働を命じることがある。
※就業時間については応相談。

9. 休日：土日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
10. 休暇：年次有給休暇、特別休暇等、規定に基づき付与
11. 賃金等：時給 2,000 円～2,500 円程度（資格、能力、経験等に応じて決定）
通勤手当（原則として 1 ヶ月 55,000 円まで）、超過勤務手当
12. 加入保険：法令の定めるところにより、健康保険（文部科学省共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入。
13. 応募資格：プロジェクト支援業務遂行のため、以下の知識や経験等を有すること。
- 理系の大学学部レベルの理系科目（特に、数学と物理）を習得していること。
 - ホームページ構築・更新のためのプログラミング言語に関する知識と経験を有すること。
 - プレゼン資料作成に関する経験があることが望ましい。
 - 英語によるコミュニケーションが可能であることが望ましい。
 - ソフトウェア開発に関する知識と経験を有することが望ましい。
 - イベント企画の経験のほか、高校生以下の若年層への教育経験を有することが望ましい。
14. 提出書類：
- ① 東京大学統一履歴書
履歴書フォーマットを <http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html> よりダウンロードし、作成すること。メールアドレスを必ず記載すること。
- ② 職務経歴書（様式自由）
「13. 応募資格」に関するこれまでの経験を記載すること。
- ③ 職務内容に関する抱負（様式自由）
応募の動機や職務に対する抱負について、A4 用紙 2 枚程度で記載すること。
15. 応募締切：令和 4 年 12 月 23 日(金) 午後 5 時必着。
※書類選考合格者のみ、面接の詳細を連絡します。
16. 応募書類提出方法：郵送または所定場所へのアップロード
- (1) 郵送：封書を用い、表に「**STAR-E 学術専門職員 応募書類在中**」と朱書し、配

達記録の残る形で「17. 応募書類提出先」まで送付すること。

- (2) アップロード：事前に、件名を「**STAR-E** 学術専門職員 応募」とした電子メールを、「17. 応募書類提出先」まで送付すること。

担当から書類送付先フォルダを連絡するので、「15. 応募締切」までに、提出書類一式をフォルダにアップロードすること。

17. 応募書類提出先：〒113-0032 東京都文京区弥生1-1-1

東京大学地震研究所 庶務チーム（人事担当）

電子メール：jinji%eri.u-tokyo.ac.jp（%を@に置き換えること）

電話：03-5841-8789

18. 募集者名称：国立大学法人東京大学

19. その他：・応募書類は返却しません。

・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。

・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。

・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。

※参考：「人工知能と自然知能の対話・協働による地震研究の新展開」ホームページ

<https://www.eri.u-tokyo.ac.jp/project/SYNTHA-Seis/>